

東京くらしねっと

今月の話題

知って安心!マイナンバー制度 ~個人情報視点から~

安全シグナル

事前に備えて、雨の日も安全に

相談の窓口から

「マイナンバーに関するお知らせ」というメールが届いた! ~架空請求メールに注意! ~



葛飾菖蒲まつり

堀切菖蒲園 (葛飾区)

彩祭スポットの
役立つ情報は
WEBでチェック!



WEB版掲載のクイズに
正解すると、表紙イラストの
スマホ用壁紙をプレゼント!



東京都消費生活総合センター
相談窓口のご案内

受付時間

月曜~土曜
9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

☎ 03-3235-1155

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 ●JR・東京メトロ・都営地下鉄「飯田橋」駅すぐ

お近くの消費生活相談窓口につながります
消費者ホットライン ☎局番なし188

情報
満載

東京の消費生活に関する
情報サイト

東京くらしWEB

検索Q

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



知って安心! マイナンバー制度 ～個人情報視点から～



株式会社ディアイティ
セキュリティサービス事業部 部長
やま だ えい じ
山田 英史



今年の1月よりマイナンバー制度の運用が始まりました。勤務先にご自分や家族のマイナンバーを提示した方もおられると思いますが、それ以外ではあまり利用する機会がないため、制度の理解が進んでいないように感じます。そこで改めて、制度導入においてどのようなメリットがあるのか、また、各家庭でマイナンバーをどのように管理すると良いかを解説します。

一部遅れた地域はあったものの、昨年のうちに各家庭にマイナンバーが印刷された「通知カード」が届いたものと思われれます。マイナンバーは、住民票を有するすべての方に対し、1人に1つ発行される12桁の番号です。通知元は区市町村長となります。

マイナンバーは、正式名称を「社会保障・番号制度」といいます。名称から想像がつくように、**社会保障分野、税分野、災害対策分野の行政手続きに関する3分野で利用されます。**現時点では、この3分野以外での通知カードの利用はできませんので、例えばレンタルシヨップ等で本人確認のために通知カードを使うようなことは認められていません。

利用する場合の具体例として、会社員では、健康保険、厚生年金、雇用保険の加入・取得手続き、年末調整、扶養控除申告等のために勤務先に提示したり、自営業や会社員で副業がある人が確定申告の際に提示するといった使い方をします。また、金融機関に対しても、支払調書作成や特定口座開設等の手続きのためにマイナンバーを提示します。

マイナンバーは、3つの目的で使います

政府は、マイナンバーの効果として、**①公平・公正な社会の実現**、**②行政の効率化**、**③国民の利便性の向上**の3つを挙げています。

①公平・公正な社会の実現では、所得や行政サービスの受給状況を把握することで、**公平な徴税や生活保護などの不正受給を防ぎ、本来に必要な人に支援を行うことができます。**

②行政の効率化では、各行政機関で管理されている国民の情報を1つの番号で管理することにより、平成19年に発覚した年金問題の時のような、**同名の人の情報の取り違いや誤記・漏れを防ぐことが可能になります。**

また、情報の照合などにかかる労力の削減や無駄な業務の削減が期待できます。

③国民の利便性の向上では、**添付書類の削減など、行政手続きが簡素化**されるといった利点が挙げられています。例えば、国民年金の保険料免除申請書を提出する時、今までは、区市町村や公共職業安定所に必要書類を申請・取得し、それら書類を添付して年金事務所に提出する必要がありました。マイナンバー制度を使うと、年金事務所に手続き

マイナンバーのメリット

をとるだけで良くなります。

また、災害時には被災者の所在の把握等を可能にし、被災者生活再建支援金の給付、適切な医療の提供を容易にします。(参考：内閣府 マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります！入門編)

マイナンバーカードの取得

マイナンバー制度の一環として、今年の1月より「マイナンバーカード」の交付が始まっていることはご存じでしょうか。マイナンバーカードは、通知カードと住民基本台帳カードの役割を合わせたものになります。(見本参照)

マイナンバーカードの表面は、身分証明書として使えます。その他、コンビニなどでの住民票や印鑑登録証明書などの取得、各種民間のオンライン取引、e-Tax(国税電子申告・納税システム)の利用などもできます。また、平成29年1月から「マイナポータル」も開始予定です。マイナポータルは、自宅のパソコン等でウェブ画面を通して、行政機関が自分の情報をいつ、どことやりとりしたのかを確認できるほか、国民健康保険料、年金保険料、介護保険

料、各種社会保険料の納付状況の確認、予防接種や健診に関する情報等をいつでも見ることができるようになります。

マイナンバーの交付申請は、通知カードに同封された案内に従い、行います。インターネットや郵送などでの申請ができます。マイナンバーカードを取得したら、通知カードは区市町村に返納します。なお、マイナンバーカードの取得は任意です。

■ [見本] マイナンバーカード



出典：内閣府 マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります！入門編

マイナンバーの個人情報の観点での保護

マイナンバーは、様々な行政機関が持つ多くの個人情報に結びつくことから、個人情報保護の観点におい

て安全性を心配する声があります。

まず、マイナンバーと関連付けて管理される個人情報は「特定個人情報」となり、特定個人情報を持つ企業や行政機関は、個人情報保護法と番号法の2つの法律を遵守し、厳格に管理しなければなりません。それに違反すると懲役、罰金が科せられます。

また、今まで個々の行政機関に管理されていた個人情報が、マイナンバーで一元管理されることで、一度流出事故が発生するとすべての情報が一度に漏えいするのではないかと心配されていますが、実際の情報管理は、従来通り各行政機関に分散して保存・管理されていますので、芋づる式にすべての情報が漏れることはありません。また、行政側も必要な範囲の情報しか見ることにはできないようになっていきます。

マイナンバーは教えない、カードをなくさない

ここまで述べたように、マイナンバーは重要な個人情報と結びつき、様々な行政手続きに必要となりますので、各自が責任をもって管理・保管しておく必要があります。マイナンバーの管理の要点は、次の2点です。

① マイナンバーは他人に教えない ② カードをなくさない

現時点においては、行政機関以外がマイナンバーを用いて個人情報を照会することはできないため、マイナンバーだけが他人に知られたとしても即座に個人情報が露呈することはありません。しかし、今後マイナンバーの利用範囲が広がり、利用する団体が増えることで、マイナンバーの誤用や悪用のリスクも高まる予想されます。今のうちから、マイナンバーは必要な手続き以外では教えないようにして、SNS等に書き込んだり、IDやパスワードとして使用しないよう注意しましょう。

また、マイナンバーは現在、利用機会が少ないこともあり、どこにしまったか忘れることがあるかもしれません。特に子供のマイナンバーは大人以上に利用の機会が少ないため、将来必要となったときにすぐ見つかるように、保護者が責任をもって管理してください。もし、紛失や盗難で通知カードあるいはマイナンバーカードをなくした場合は、速やかに最寄りの警察および住んでいる区市町村へ届け出て再発行の手続きを行ってください。

マイナンバーカードをなくした場合は、機能停止も行うために

マイナンバーコールセンター(☎0120-95-0178)にも連絡してください。

マイナンバーに便乗した詐欺に注意

新しい制度が始まると、それに便乗した詐欺事件が発生します。マイナンバー制度については、次のような詐欺行為が確認されています。

- ・市役所職員を名乗る者が訪問し、「マイナンバーカードの登録にお金が必要」と言われ、お金を要求された。
- ・警察官を名乗る者から電話があり、「マイナンバーの暗証番号が漏れている」「口座の暗証番号も漏れているようだ」「暗証番号は何番か」「キャッシュカードや通帳を回収して確認する」と言われ、訪問してきた男にキャッシュカード1枚と通帳2通をだまし取られた。
- ・マイナンバー制度の調査を装い、家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。

いずれも、お金を要求するか個人情報を出さずとするものです。まず、知っておかないといけないのは、マイナンバーの通知や利用手続きで、国や自治体が訪問・電話・メ

ル等で、口座番号・資産・年金等の状況を聞くことは無いということです。お年寄りが被害を受けやすいので、身内や知り合いのお年寄りには注意を促すことが望まれます。

今後、マイナンバーの利用拡大が始まると、それに関連した新たな詐欺が発生する可能性があります。時々、マイナンバー制度に関する新しい情報を入力し、利用範囲や手続きを確認するなどして、マイナンバーを適切に管理するように心がけてください。

【参考Webサイト】

- 内閣官房〈マイナンバー 社会保障・税番号制度〉
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- 地方公共団体情報システム機構〈マイナンバーカード総合サイト「よくあるご質問」〉
<https://www.kojinbango-card.go.jp/faq/>
- 総務省〈マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にご注意ください!〉
http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/12.html
- 東京くらしWEB〈マイナンバー制度に便乗した悪質な勧誘等が発生!〉
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/150930.html>

7月号の今月の話題は「食品廃棄の問題」についてです。

今月の話題

東京都消費生活総合センター 図書資料室から

『知って安心! マイナンバー制度』に関連する図書・資料を紹介します。

個人情報保護法・マイナンバー法改正 (ジュリスト2016年2月号)

[有斐閣] 館内閲覧

昨年公布され、今年1月から運用が始まった「改正個人情報保護法・改正マイナンバー法」について、改正法のポイントを理論と実務の観点から分析・解説しています。

Q&A番号法 水町雅子 著 [有斐閣]

1月からスタートしたマイナンバー法を、立法担当官がわかりやすくていねいに解説。番号制度導入の意義、利用される分野や規制など、マイナンバー法にかかわる疑問がQ&A方式で説明され、入門書として最適です。

みんなに役立つマイナンバー詐欺予防のカギ

清見勝利 監修 [労働新聞社]

これまで発生したマイナンバー制度関連の詐欺や個人情報の漏洩などによる、さまざまなトラブル被害を紹介。被害に遭わないための情報、正しく知ってもらうための基礎知識、Q&Aなども充実しています。

読んでみて!
話題の最新図書

消費者事件 歴史の証言 —消費者主権へのあゆみ—

話し手 及川昭伍 聞き手 田口義明 [民法研究会]

50年にわたり消費者行政の牽引役であった著者が、対話形式で消費者行政の進展や消費者法の制定の経緯などについて語った本。「消費者の権利」を獲得するまでの闘いの歴史を知ることができる貴重な1冊です。

図書資料利用案内

東京都消費生活総合センター(飯田橋)
新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ15階
☎03-3235-1179

[利用時間] 月~木 9:00~17:00
金 9:00~20:00
土 10:00~17:00

[休室日] 日曜・祝日・年末年始・
蔵書点検期間

東京都多摩消費生活センター(立川)

立川市柴崎町2-15-19
東京都北多摩北部建設事務所3階
☎042-522-5119

[利用時間] 月~金 9:00~17:00
[休室日] 土曜・日曜・祝日・年末年始・
蔵書点検期間

●利用方法

閲覧…どなたでも、ご自由に(開架式)
貸出…都内在住・在勤・在学の方対象
(図書5冊、DVDなど3本まで2週間)
身分証明書等の提示により利用者カードを発行
※閲覧のみの資料もあり



事前に備えて、 雨の日も安全に

雨の多い季節になりました。雨の日は傘で視界が狭くなったり、地面が濡れて滑りやすいなど、事故が起きやすくなります。事故防止のポイントを確認し、雨の日に備えましょう。



こんな危害及びヒヤリ・ハット事例があります



さしていた傘で自転車が見えず、ぶつかりそうになった。



雨で濡れたマンションの廊下で滑ってコンクリートの角に頭をぶつけ、救急車で運ばれた。



レインコートを着て自転車をこいでいたら、コートの裾がチェーンに絡まって転びそうになった。

事故防止のポイント

- **晴れた日よりも慎重に!** 傘やレインウェアのフード等は、視界が悪くなるのに加えて、周りの音も聞こえにくくなります。周囲の状況に注意を払い、安全確認を確実に行いましょう。
- **滑りやすい履物や場所に注意する!** 滑って転ぶと、打撲や骨折などの思わぬ大ケガにつながる場合があります。普段履いている靴でも、濡れると滑りやすくなるものがあるので、事前に確認しておきましょう。店舗の入口やマンションのエントランスなどの滑りやすい場所は注意するとともに、傘の水をよく切って入るなど、床を濡らさないように気を付けましょう。
- **自転車用レインウェアは、乗る前に確認を!** レインウェアを着て自転車に乗る場合は、フードの調整方法や、裾や紐が駆動部に接触しないかなど、使用する前に確認しましょう。なお、自転車の傘差し運転は道路交通法・東京都道路交通規則等で禁止されています。

- [参考] ● 「降雨時の身の回りの危険 ~雨の日の事故防止ガイド~」ヒヤリ・ハットレポートNo.7
http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzaen/hiyarihat/rainy_130612.html
 ● 「傘でのケガに注意しましょう!」
<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/attention/umbrella-20140612.html>
 ● 国民生活センター「自転車用レインウェアの運転への影響と安全性について」
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20160218_1.html

お問合せ先 東京都生活文化局 消費生活部生活安全課 ☎03-5388-3055

情報
PickUp

高齢者見守りレポート 第2回 中野区

—東京都—

中野区★

「情報ピックアップ」では、都内の見守り活動の事例をご紹介します。地域での見守り活動のヒントにいただければ、幸いです。

今月は、中野区です。同区では、平成18年9月に「高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制」を開始し、消費生活センターと民生委員、地域包括支援センター等が連絡を取り合い、悪質商法の被害から高齢者を守る体制を構築しました。

また、平成23年4月には「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」を整備しました。70歳以上の単身者、75歳以上のみの世帯の方々を、「見守り対象者名簿(※不同意の方を除く)」に登載し、町会・自治会、警察署、消防署等に提供して、地域支えあいネットワークによる日常的な見守り活動を行っ

ています。

中野区消費生活センターでは、毎月、「情報特急便」を発信して、見守りネットワーク関係者の方々に、高齢者への注意喚起など様々な情報を提供しています。

また、民生・児童委員による高齢者宅への訪問調査の際に、消費者被害にあわないための啓発グッズを配付するなど、消費生活センターへの早期相談につながる取り組みを行っています。



講座案内

受講無料

- 対象は都内在住または在勤、在学の方
- 応募者多数の場合は抽選
- 定員に満たない場合は締切日以降も受付

消費生活講座

フェスタ東京2016
東京都消費者月間協議事業

託児あり

※託児（1歳以上就学前の幼児）を希望する場合は、ハガキ又はFAXに幼児の名前と年齢を記入してください。

日時 7月13日(水) 13:30~15:45(13:00開場)

第1部
13:40~
14:00

「もう、だまされない! サギ師の心が筒めけ!」

サギ師が人をだます時、相手につけ込むために利用する4つの心を知ること、サギ師にだまされずに自分を守る方法について、落語を通じて学びます。

●落語家

桂 竹千代氏

第2部
14:15~
15:45

【講演】 子供や孫に伝えるお金の話 ～おこづかいから始める生き方教育～

幼い頃からモノやお金に囲まれて育つお子さんやお孫さんのために、生きていくうえで必要な「お金教育」について、分かりやすくお話しいただきます。



●講師

あんびるえつこ氏

生活経済ジャーナリスト
子供のお金教育を考える会代表
1967年、神奈川県横須賀市生まれ。新聞社で生活経済記事を担当しながら、ファイナンシャルプランナーの資格を取得。出産を機に退職後は、家庭経済の記事を新聞や雑誌に執筆。講演活動も精力的に行う。一男一女の母。文部科学省消費者教育アドバイザー等

「子供のお金教育を考える会」
<http://www.kids-money.jp/>



会場

東京ウィメンズプラザホール
(渋谷区神宮前5-53-67・地下鉄「表参道」駅徒歩7分)

定員

250名

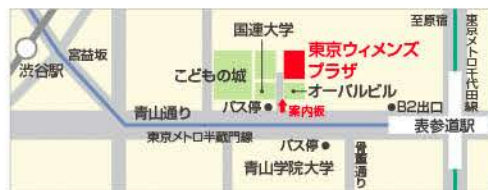
申込方法

ハガキ・FAX (①講座名 ②氏名(ふりがな) ③年代 ④電話番号・FAX番号を記入)で東京都消費生活総合センター消費生活講座担当へ・電子申請でもお申し込みできます。

申込締切

6月28日(火) 消印・受信有効

※受講の決定及び抽選結果について、7月6日(水)までに申込者全員に通知します。



主催：東京都・東京都金融広報委員会
(後援：金融広報中央委員会)

お申込み・お問合せ先

東京都消費生活総合センター活動推進課学習推進担当 ☎03-3235-1157
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階 ☎03-3268-1505
電子申請 <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/koza/center/koza160713.html>



実験実習講座

飯田橋・立川の2つの会場で開催します! お近くの会場にお申し込みください。



講座内容	講師	会場・日時	
華やかなプレタポルテ(高級既製服)の縫製を学ぶ ~ 婦人ジャケットについて ~ プレタポルテは、一般的な既製服にはみられない技術と時間をかけて作られています。講座では、プレタポルテならではの仕立てなどについて「見て、触れて、着て」学びます。	里平玲子氏 東京婦人子供服縫製工業組合	消費生活総合センター(飯田橋)	多摩消費生活センター(立川)
		6月24日(金) 13:30~16:00 定員 32名 申込締切 6月14日(火) 消印有効	6月17日(金) 13:30~16:00 定員 16名 申込締切 6月7日(火) 消印有効

申込方法

<1講座につき、1枚の往復はがきのみ有効>
往復はがきに必要事項(往信面に①講座名 ②開催日 ③会場 ④郵便番号・住所 ⑤氏名・ふりがな ⑥電話番号・FAX・メールアドレス、返信面にはあて先)をご記入のうえ、ご希望のセンターへお申し込みください。

飯田橋会場へのお申込み・お問合せ先

東京都消費生活総合センター 実験講座担当 ☎03-3235-1157
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

立川会場へのお申込み・お問合せ先

東京都多摩消費生活センター ☎042-522-5119
〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階

親子夏休み講座



託児あり
(一部の講座を除く)

※託児(1歳以上就学前の幼児)を希望する場合は、ハガキ又はFAXに幼児の名前と年齢を記入してください。

小学生の皆さん! 毎年大人気の多摩消費生活センター「親子夏休み講座」のご案内です!
今年も実験や調理実習など、夏休みの自由研究のヒントがいっぱい! 親子一緒に体験学習を楽しんでください。

回	日程	対象・定員	テーマ・内容	
1	8/3(水)	3~6年生 15組	かたづけ名人になろう! 身の回りの整理整頓を学んで、部屋も気持ちもスッキリ!	
2	8/4(木)	3~6年生 30組	キケンがせまったら…!? イザというとき体験講座 実際に体を動かして、自分の身を守るスキルを学びます。	立川第一小学校体育館 託児なし・現地集合・解散
3	8/5(金)	3~6年生 10組	「もったいない!!」が合言葉 ~ムダなくクッキングで食べきろう!~ 材料やエネルギーをムダなく使って、地球環境にやさしい食事作りを考えます。	調理実習
4	8/9(火)	3~6年生 10組	スポーツ好きな子、集まれ! ~バランスよく食べて体力作り~ スタミナをつけるためには? 栄養バランスについて学習しましょう。	調理実習
5	8/12(金)	3~6年生 10組	あれ? それ、ホントに本当? ~思い込みの落とし穴~ だまして何? 工作とクイズで考えよう。施設見学もあります。	多摩テクノプラザ 託児なし・現地集合・解散
6	8/17(水)	5~6年生 15組	キミはこれがクリアできるか!? ~ゲームで学ぶインターネットの罠~ 体験型ゲームアプリを活用して、ネットとの上手なつき合い方を学んでみよう。	
7	8/18(木)	4~6年生 10組	「美味しい」ってどんな味 ~これが和食の“ちから”だ~ 「だし」のうまみを知って、和食の魅力にめざめよう!	調理実習
8	8/19(金)	3~6年生 10組	色のふしぎ ~ハンカチを染めてみよう~ 色の見え方のヒミツを体験し、ハンカチを染めてみましょう。	実験実習
9	8/22(月)	3~6年生 10組	あま~いジュース、そんなに飲んでいいのかな? 甘いジュース…、おいしいけれど、どのくらい砂糖が入っているの?	実験実習
10	8/23(火)	1~4年生 20組	みんなでお買い物 グループでのお買い物体験やゲームを楽しんで、お金の大切さを学びましょう。	

時間 第2回(8/4)は**9:30~12:00** その他の回は**10:00~12:00**

対象 都内在住・在学の小学生と保護者

申込方法 往復はがき(往信面に①希望講座・いくつでも可 ②住所 ③小学生の氏名(ふりがな) ④小学生の学年 ⑤保護者の氏名(ふりがな) ⑥電話番号 ⑦託児希望者は幼児(1歳以上~未就学児に限る)の名前(ふりがな)と性別・年齢、返信面にはあて先)で**多摩消費生活センター・親子講座担当**へ

申込締切 7月11日(月) 消印有効



お申込み・お問合せ先 東京都多摩消費生活センター ☎042-522-5119
〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階

ネットで学ぶWeb版消費者教育読本にアクセスしやすくなりました!

1 東京くらしWEBで検索し、トップページ右側のバナーをクリック

2 どちらかを選んでクリック

3 クリックすると教材の概要がわかります

3 バナーをクリックすると教材へ

お問合せ先 東京都消費生活総合センター活動推進課学習推進担当 ☎03-3235-1157

「マイナンバーに関するお知らせ」というメールが届いた! ~架空請求メールに注意!~

Q スマートフォンに「【重要】マイナンバーに関する大切なお知らせ」という件名のメールが届きました。「有料サイトの利用料金が未納になっているため、訴訟手続きが完了しました。訴訟の被告人となった場合、訴訟履歴がマイナンバーに登録され、今後、一切記録を消すことができなくなります。訴訟前に事実確認をする必要がありますので連絡してください。連絡がない場合は、管轄裁判所にて裁判が開始されます。」という内容でした。連絡先は、民事紛争を扱うような機関名が記載されています。有料サイトを利用したことはありませんが、訴訟を起こされないよう連絡した方がいいでしょうか。



A マイナンバーは、国や地方公共団体の社会保障、税、災害対策など法律や条例で定められた手続きにしか利用できません。訴訟に使われることはないので、訴訟履歴がマイナンバーに登録されることもありません。このようなメールは、不特定多数の人に一齐に送信されているもので、内容は根拠がないものです。マイナンバーに関連する件名で、「訴訟をする」といった内容を記載することで不安にさせ、連絡してきた人にお金を支払わせるのが目的です。

相手の事業者連絡すると、執拗に住所や氏名などを聞かれたり、言葉巧みにお金を払うよう仕向けられ、金銭被害に遭ったりすることがあるので、絶対に連絡してはいけません。もし、メールを送信したり、電話をかけたしまった場合は、受信拒否機能や着信拒否機能などを利用して、事業者と関わらないように気を付けましょう。一度でも、このような事業者にお金を払うと、他にも未納のサイトがあったなど次々と高額な請求をされ、被害が拡大することにもなりかねません。公的機関がこのようなメールを送信することはないので、名称や件名に惑わされないようにしましょう。不審なメールが届いたときは、1人で悩まず最寄りの消費生活センターに相談してください。

相談窓口のご案内... ☎03-3235-1155



80年以上の長い間、都民の食生活を支えてきた築地市場は、江東区豊洲地区へ移転し、今年11月7日に豊洲市場として開場します。豊洲市場は3つの街区で構成され、主要施設として水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、青果棟等があります。どれも敷地面積が東京ドームを超える巨大な建物で、ゆりかもめ市場前駅から歩行者デッキや連絡ブリッジを通り、各施設に直接アクセスすることができます。

水産卸売場棟では国内外から水産物を集め、取引を行います。ここでは、見学者用デッキからマグロの「せり」を間近で見られます。水産仲卸売場棟は、豊洲市場の建物の中で一番大きく、魚屋さんやお寿司屋さんなどが水産物を仕入れに来ます。青果棟は、野菜や果物などの青果物を扱う場所で、国内外から品物を集めて取引を行う卸売場と、飲食店や八百屋さんなどが仕入れに来る仲卸売場があります。

築地市場は11月2日に業務を終了し、4日間の引越しを経て豊洲市場がオープンします。新しい市場にぜひご期待ください。

市場のことを、もっともっと知ってもらうため生まれた「イッチーノ」。市場大好きイッチーノが「東京のいちば」の魅力伝えていきます!

詳しくは 